

会津農林事務所 喜多方農業普及所

2018
3
No.150

喜多方普及だより

「人・農地プラン」をあなたの集落でも 考えてみませんか

農業者の高齢化が進み、耕作放棄地が拡大する中で、地域の農業を維持・発展させるための話し合いを持つことが一層重要になっています。将来の担い手を誰にするか、農地を今後誰に耕作してもらうか、加工への取り組みで地域を活性化したいなど、「地域農業の未来の設計図」を文章化したものが「人・農地プラン」です。

喜多方地域では、年々プラン作成が進み、平成30年1月末現在では51のプランが作成されています。プラン作成の最大のメリットは、話し合いを通じて集落や地域の将来の共通認識を得ることといえますが、農地中間管理機構を活用して、一定の農地の集積を達成すれば交付される地域集積協力金や、プランの担い手に位置づけられた経営体が機械や施設の導入に活用できる経営体育成支援事業、さらにはプランに担い手として位置づけられた認定就農者の就農直後の経営確立を支援する農業次世代人材投資事業を活用できるなどのメリットもあります。

なお、集落の状況も日々変化します。プランは一度作成したら終わりではなく、随時集落での話し合いを通じて見直しを行うことも重要となります。

是非、あなたの集落でも集落の将来に向けてプランの作成を考えてみませんか。

人・農地プランの作成状況

市町村名	プラン数	プランの単位
喜多方市	39	基本的に集落単位
北塙原村	1	村全域
西会津町	11	基本的に集落単位
計	51	

(H30. 1月末現在)



集落での話し合い

人・農地プランの実現

- ★ 中心経営体への農地集積
- ★ 新規品目の導入
- ★ 6次産業化への取り組み など

- 経営体育成支援事業
- 農地中間管理機構の活用など

人・農地プランの見直し

- 随時見直しすることが必要です。
- ★ 新たな新規就農者が出てきた場合や、中心的経営体などが集まり法人化した場合などプランを見直す必要があります。

人・農地プランの作成

- アンケート調査結果等を踏まえ、地域の農業者の意向や動きが反映されたプランの内容としましょう。
- ★ 今後の地域農業のあり方
- ★ 農地中間管理機構の活用方針
- ★ 中心となる経営体の営業計画
- ★ 出し手の農地の整理 など

基盤づくり

- 集落の状況について説明会やアンケートを行いながら話し合いましょう。
- ★ 営農意向の把握
- ★ 中心となる経営体
- ★ 施設、機械の状況把握 など

話し合い（関係機関がサポートします）

人・農地プラン作成の進め方

GAP(ギャップ)認証取得しました!

喜多方市豊川町 佐原ファーム

喜多方市の佐原ファーム（佐原裕司さん）が、第三者認証GAPであるGLOBAL G.A.P.（グローバルギャップ）の認証を取得しました。

平成29年11月に現地審査を受け、翌月12月に見事に認証となった佐原さんにお話を伺いました。



GLOBAL G.A.P.認定証



整理・整頓・清掃された乾燥調製施設



水稻栽培の様子

ここをチェック

福島県では、安全な農産物であることを消費者・流通業者に証明し、信頼される産地づくりをめざし、外部機関が審査・認証する第三者GAP等の取得を推進しています。

これまで、GLOBAL G.A.P.、ASIA G.A.P.（アジアギャップ）、JGAP（ジェイギャップ）が普及していましたが、昨年7月には本県独自の「ふくしま県GAP（FGAP（エフギャップ））」がスタートしました。

佐原さんは、以前より有機栽培で米を生産していましたが、原発事故以降はお客様の放射線への不安から、販路が減少してしまいました。そこで、安全面に関する信頼の確保と安定した販路の拡大を目的に、GAPに取組始めました。

これまでの有機JAS認証の取得で、審査や書類の作成に慣れていた佐原さんですが、今回のGAP認証に当たり、「管理点と適合基準」という審査の基準書が200項目以上あること、作業の記録や書類の整理が大変だったと振り返ります。

佐原さんは、御自身の認証取得を通じて、「GAPの取組が、担い手を中心に広がっていってほしい」、「今後も品質と食味にこだわり、ぶれのない信頼されるお米を作りたい」と意気込んでいらっしゃいました。

今後も、第三者認証GAPの認証を取得する方が増える見込みです。

県では、認証取得を支援する研修会の開催や助成制度も創設しましたので、取り組んでみたい、相談してみたいなど、GAPに関心がある方は、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ：喜多方農業普及所 経営支援課

TEL 0241-24-5743



鳥獣害対策は集落ぐるみの取り組みで

耕作放棄地の発生や隣接する山林の荒廃等により、野生鳥獣が集落に侵入しやすくなっています。また、集落内の放任果樹や収穫残さの存在も野生鳥獣を引き寄せる原因となっています。

喜多方地域でも、イノシシ、ニホンザル、クマ等による農作物被害が多数発生しており、被害は水稻、野菜、果樹へと広まりつつあります。



集落での話し合い

これらの集落内における農作物への鳥獣被害を防止するためには、集落ぐるみの取組が不可欠となります。

このため、まずは野生鳥獣の生態や習性を知り、何が餌付けの元になっているのか「みんなで勉強」し、エサ場としての価値が低くなるよう、農地や家屋周辺の環境整備を進め「守れる農地、守れる集落への環境改善」を進めていくことが必要です。

そのうえで、実際に住民の皆さんが現地を歩いて、被害状況や誘引物等の集落環境点検を行い、これらをもとに「集落環境点検マップ」を作成するなどして、住民の皆さんのが認識を共有化することが第一歩です。

電気柵等で農地を囲うことは有効な対策ですが、過信は禁物です。設置方法や管理不足等により、その効果を最大限に發揮できない場合も少なくありません。定期的な電圧のチェックやワイヤー下の草刈り等を励行してください。

なお、電気柵の設置には費用や労力を要しますが、「中山間地域等直接支払交付金」や「多面的機能支払交付金」を効果的に活用して対応している例も報告されています。また、市町村でも各種の支援を行っておりますので御相談ください。



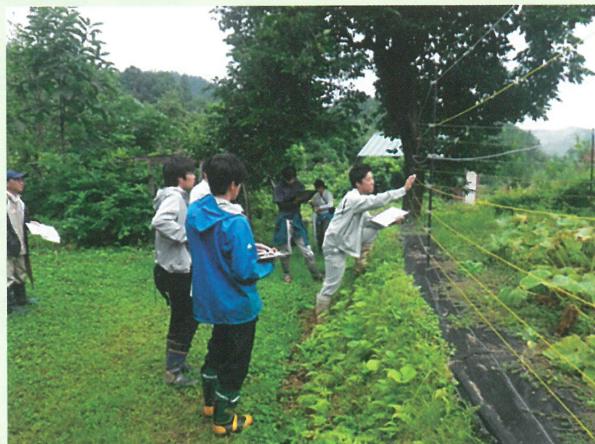
集落環境点検の実施

当普及所では、鳥獣被害防止に向け、モデル集落の設置等により、各市町村やJA、専門家等と連携を図りながら、各集落の皆さんと一緒に取り組んでいます。

今後も引き続き、集落における環境点検の実施や研修会の開催等を通じて鳥獣被害対策を推進してまいります。



水田への電気柵の設置



鳥獣被害対策現地研修会

トピックス

畜産における情報通信技術（ICT）機器活用研修会を開催しました

畜産用ICT機器の活用により繁殖管理の省力化や事故防止を図るため、1月30日に農業共済組合会津支所において研修会を開催しました。

研修会では、農研機構の喜田環樹氏より「畜産用ICT機器を活用した近未来畜産経営」と題して、国内外における畜産用ICTやAI（人工知能）機器の開発状況や現地での活用状況、さらには今後の可能性等について御講演をいただきました。



その後、ICT機器メーカーから、牛の脛にセンサーを挿入し分娩時期をメールでスマホ等に通知する機器や首輪型センサーで牛の発情、分娩、健康状態をメール通知する機器、さらには分娩や発情の兆候を自宅等で監視できるカメラ等について情報提供されるとともに、これらの機器を導入する際の補助事業や融資制度等についても説明がなされました。

これらの機器の利用農家からは、機器の活用が、分娩時期の把握や事故防止につながっていることや、時間帯を問わず牛の様子が自宅や外出先でも確認出来、経営に役立っていることなどが報告されました。

青年農業士さんを紹介します

青年農業士は、将来、地域農業の推進者となることが見込まれる青年農業者を福島県が認定する制度で、本年1月に当管内から1名の方が認定されましたので紹介します。



山口 尚志さん（喜多方市山都町）

就農5年目で、現在ミニトマトを中心とした農業経営を行っています。ミニトマトの生産に当たっては、JAの若手生産者で組織する研究会活動等を通して、積極的に生産技術の改善を図り、高い生産性を確保しています。

【お知らせ】青年農業士として活躍された西会津町の野原勇一さん（平成25年度認定）が昨年6月に退任されました。長い間の御尽力に感謝いたします。今後とも、地域農業の発展に御支援をお願いいたします。

お知らせ

エコファーマーの新規認定・更新手続きはお早めに！

エコファーマー認定のための認定審査会は年3回（6・9・2月頃）行われます。申請には申請書の他に、土壌分析結果がわかるものや、更新の方は実施状況報告書への記入が必要となり、準備に時間がかかることも考えられますので、申請の際は早めに普及所やJA、市町村にご相談ください。

～内容に関するお問い合わせ、農業に関する相談はこちらへ～

会津農林事務所 喜多方農業普及所

住所 〒966-0901 喜多方市松山町鳥見山字下天神6-3

電話 0241-24-5743、5745 FAX 24-5746 E-mail kitakata.af04@pref.fukushima.lg.jp

ホームページ [喜多方農業普及所](#) 検索

